

平成 27 年 2 月 19 日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	平成27年度吸収冷温水機保守点検業務
ボックス番号	⑧
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	平成27年4月1日から平成28年3月31日
見 積 提 出 期 限	平成27年2月27日(金) 正午 (郵送の場合は2月26日(木)18:00)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 佐藤、西田
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 平成 2 7 年度吸収冷温水機保守点検業務
- 2 履行期間 平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 2 8 年 3 月 3 1 日
- 3 履行場所 日本学術会議庁舎（東京都港区六本木 7－2 2－3 4）
- 4 対象設備

ダイキン工業㈱製 吸収冷温水機 2 台

項 目	講堂棟系	事務棟系
系統番号	R H－1	R H－2
機種名	A D G N 1 0 B	A D G T 1 8 B R
設置年月	平成 1 2 年 3 月	
一般事項	二重効用 煙管式 ガス吸収冷温水機安全基準適合	
構 成	蒸発器、吸収器、凝縮器、低温再生器及び高温再生器の主要部と、溶液熱交換器、抽気装置、バーナー、容量調整装置、安全装置及びその他の付属品	
伝熱面積	7 . 4 m ²	1 5 . 3 m ²
冷凍能力	2 2 5 k w	6 1 6 k w
加熱能力	1 0 6 k w	5 3 0 k w
加熱源	都市ガス（1 3 A）	
製品質量	4 , 3 0 0 k g	7 , 4 0 0 k g

5 業務内容

- （1）本仕様書は、日本学術会議庁舎吸収冷温水機保守点検業務についての仕様大要を示すものであるため、本仕様書に定めのない事項であっても、業務上、必要と認められることは、監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指示により、契約の範囲内で誠実に実施するものとする。
- （2）冷房開始時、冷房期間中、冷房終了時、暖房開始時、暖房期間中、及び暖房終了時の各時期に合わせた点検を、年 6 回実施する。
- 各点検作業の実施項目は以下のとおりとする。

<冷房開始時>

- ① 冷房切替作業
- ② 各部電流、電圧の測定
- ③ 各電気関係絶縁測定

- ④ 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ⑤ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ⑥ 水漏れのチェック
- ⑦ 保安装置の作動及び外観点検
- ⑧ 制御装置の作動及び外観点検
- ⑨ 燃焼装置の点検及び調整
- ⑩ 溶液ポンプ、冷媒ポンプの点検
- ⑪ 抽気ポンプの点検（オイルの補充又は交換も含む）
- ⑫ 真空度の点検
- ⑬ 溶液濃度の点検及び調整
- ⑭ 運転状態の良否判定
- ⑮ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑯ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑰ 振動、異常音の点検
- ⑱ 運転日誌の分析
- ⑲ 点検表の作成

< 冷房期間中 >

- ① 各部電流、電圧の測定
- ② 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ③ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ④ 水漏れのチェック
- ⑤ 保安装置の作動及び外観点検
- ⑥ 制御装置の作動及び外観点検
- ⑦ 燃焼装置の点検及び調整
- ⑧ 溶液ポンプ、冷媒ポンプの点検
- ⑨ 抽気ポンプの点検（オイルの補充又は交換も含む）
- ⑩ 真空度の点検
- ⑪ 溶液濃度の点検及び調整
- ⑫ 運転状態の良否判定
- ⑬ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑭ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑮ 振動、異常音の点検
- ⑯ 水質分析、溶液分析（年 1 回）
- ⑰ 運転日誌の分析
- ⑱ 点検表の作成

< 冷房終了時 >

- ① 各電気関係絶縁測定
- ② 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ③ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ④ 水漏れのチェック

- ⑤ 抽気ポンプの点検（オイルの補充又は交換も含む）
- ⑥ 真空度の点検
- ⑦ 溶液濃度の点検及び調整
- ⑧ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑨ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑩ 凝縮器、吸収器のブラシ洗浄（年１回）
- ⑪ 運転日誌の分析
- ⑫ 点検表の作成

<暖房開始時>

- ① 暖房切替作業
- ② 各部電流、電圧の測定
- ③ 各電気関係絶縁測定
- ④ 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ⑤ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ⑥ 水漏れのチェック
- ⑦ 保安装置の作動及び外観点検
- ⑧ 制御装置の作動及び外観点検
- ⑨ 燃焼装置の点検及び調整
- ⑩ 溶液ポンプの点検
- ⑪ 運転状態の良否判定
- ⑫ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑬ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑭ 振動、異常音の点検
- ⑮ 運転日誌の分析
- ⑯ 点検表の作成

<暖房期間中>

- ① 各部電流、電圧の測定
- ② 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ③ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ④ 水漏れのチェック
- ⑤ 保安装置の作動及び外観点検
- ⑥ 制御装置の作動及び外観点検
- ⑦ 燃焼装置の点検及び調整
- ⑧ 溶液ポンプの点検
- ⑨ 運転状態の良否判定
- ⑩ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑪ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑫ 振動、異常音の点検
- ⑬ 運転日誌の分析
- ⑭ 点検表の作成

<暖房終了時>

- ① 各電気関係絶縁測定
- ② 燃焼装置のガス洩れのチェック
- ③ 冷媒、溶液の洩れチェック
- ④ 水漏れのチェック
- ⑤ 錆発生ネジ、ビス類の交換
- ⑥ 錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑦ 振動、異常音の点検
- ⑧ 運転日誌の分析
- ⑨ 点検表の作成

- (3) 作業の実施日時については、監督職員等と協議し、決定することとする。
- (4) 作業終了後、速やかに報告書を提出し、監督職員等の承認を受けるものとする。

6 その他

- (1) 作業内容によっては、必要箇所の養生を行うこと。
- (2) 資材等の搬出入にあたっては、職員及び来館者等に対しての安全確保を図ること。
- (3) 作業に伴い発生材が生じた場合は、請負業者が関係法令を遵守し責任をもって適正に処分し、不法投棄等を行わないようにすること。
- (4) 各日の作業終了後は清掃を行うこと。
- (5) 作業中に生じた事故等については、請負業者の責任において対処すること。
- (6) 請負業者の責めにより、庁舎施設及び備品等に損害を与えた場合は、請負業者の負担により原状に復すること。
- (7) 以下の作業は本契約外の作業とする。
 - ① 熱交換器の洗浄作業
 - ② 消耗部品の調達及び交換・調整修復作業
 - ③ 故障発生時の修復作業
 - ④ 消耗、疲労等により障害発生が予測される箇所の調整修復作業
 - ⑤ 冷媒、溶液、油の補充（抽気ポンプの油補充及び溶液調整剤の補充は契約内に含む）
 - ⑥ 天災地変、火災、労働争議等に起因して生じた２次的事故の修復作業
 - ⑦ 保守機器以外の設備に起因して生じた２次的事故の修復作業
 - ⑧ 取扱不良に起因して生じた故障の調整修復作業
- (8) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義を生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に監督職員等と協議の上、決定、解釈を図ること。
- (9) その他詳細については、監督職員等の指示に従うものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。